令 和 3 年

小牧市議会

第1回定例会提出予定議案の概要

提 出 予 定 議 案

条		例		案	1 4 件
	般	i	議	案	1 件
補	正	子	算	案	12件
当	初	予	算	案	1 2 件
人		事		案	1 件
		計			40件

議 案 目 次(第1号議案、第2号議案)

(第	1	号	議	案	()																										
条		例		案	2																										
4	小	牧	市	職	員	\mathcal{O}	服	務	\bigcirc	宣	誓	に	関	す	る	条	例	O	_	部	を	改	正	す	る	条	例				
	O	制	定	に	9	11	て	• •			• •	• •			• •		• •			• •	• •	• •					• •	• •	• •	· · •	1
5																										す					
	条	例	0	制	定	に	つ	<i>\</i> \	て		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •			• •	• •	• •	· · •	1
6																										定	に				
	9	, \	て	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •		• •	• •	• •	• •	• •	• •						· · •	_
7	小	牧	市	火	災	予	防	条	例	\mathcal{O}	-	部	を	改	正	す	る	条	例	\mathcal{O}	制	定	に	つ	<i>\</i> \	7		• •		· · •	4
8																										部					
	改	正	す	る	条	例	\bigcirc	制	定	に	つ	11	て	• •	• •	• •	• •			• •	• •	• •	• •					• •		· · •	4
9																										例					
																														· · •	
																												• •	• •	· · •	5
11																															
	\mathcal{O}	制	定	に	9	11	て	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	· · •	7
12		-								-																-					
																												• •	• •	· · •	7
13																															
																												• •	• •	· · •	8
14										-																					
																												• •	• •	· · •	8
15																															
						• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	· · •	9
		도 				1.5.																									
16						線	0)	認	定	に	つ	ζ,	て	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	9
		予		-			ıl. <i>t</i>			4 H	^	→ 1	4-1	_	_	K+K+	,	£a£a		_	_	`									
17																															
18																												• •	• •	1	. b
19																															_
0.0																												• •		1	. b
20																															
0.1																													• •	1	. 6
21																										特					
0.0																												• •	• •	1	. 7
22																										事					
	符	別	会	計	佣	止	丁	昇	(弗	2	亏)	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• 1	۱8 ا

23	令和2年	度月	飞張	都	市	計「	画	事 業	き小	牧	南	土	地	区	画	整	理	事	業	特	別	会				
	計補正予	算	(第	2	号) .																				19
24	令和2年	度!	、牧	市	介:	護	呆阝	剣 事	業	特	別	会	計	補	正	予	算	(第	2	号)				20
	令和2年																									
	令和2年																									
27	令和2年																									
	令和2年																									
	初予算案		,	.,.	•	, , ,		, /1		ы	1114		•	<i>)</i>	`	>1 4	_	•	,							
	令和3年		、牧	市		船:	수 i	; ;)質																	26
	令和3年																									
31	令和3年																									
	令和3年																									20
02	会計予算																									26
33	令和3年																									20
00	特別会計																									26
3./	令和3年	_																								20
04	計予算:																									26
35	令和3年																									20
33	会計予算			4日	111	рI I	ш =	# 7 	 : /J'	12	4	江.	<u>-</u>	<u> </u>		<u> </u>	歪.	生.	尹	未	11	刀'J				26
36	令和3年																									
37	令和3年																									
	令和3年	皮/、	、 化	十二	仮	757 17 2 7	可 陸	印化	、⇒↓	源 子	付咎	加.	エ	百1	1,	异										26
აი აი	令和3年	皮 / 中 /	、 化	十二	カウ マトレ	元 = 光 =	尹 <i>ラ</i> 声 3	夫 ェ ヒ <i>스</i>	× ⇒T く 旦 し	. 국	异竺															20
39 40	节和3年	及 /	、仅	干 111	小一	ル ル	書 き	夫 工 士 兴	: 门	J^ . ⇒ I.	异之	些	• •	• •	• •	• •	••	••	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	27
	令和3年		、权	П	Γ.	小门	旦 =	尹 茅	= =	計	7	异	••	••	••	• •	••	••	• •	• •	••	• •	• •	• •	• •	21
人	•		∀ 55	≑तः	/т·	会 -	* =	£ =	. ^		旦	<i>D</i>	\ <u>2</u> 2	H) -		, ,									0.7
	小牧市固		重	部	1曲:	眷 1	笡 ء	公 丿	云	妥	貝	()	迭	壮	ľĊ	~)	()		• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	27
	2号議案																									
	例 案					⇒ n. i	- LL	7 ~	n kk		, _	HH	1 _	7	=	/ .[ᆠᇊ	J.	⊐ /.	_				
42	小牧勤労																									0.0
4.0	する条例		• -																				• •	• •	• •	28
43	小牧市指																									
	に関する																									
	ついて・・			• •	• •	• •				• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	• •	28

条 例 案

(議案第4号)

小牧市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

- 1 宣誓書の押印を廃止する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第5号)

小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正等に伴い、次に掲げる条例について所要の規定の整備を行う。
 - (1) 小牧市職員の特殊勤務手当に関する条例
 - (2) 小牧市国民健康保険条例
 - (3) 小牧市新型コロナウイルス感染症関係者の人権擁護に関する条例
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第6号)

小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
 - (1) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 17,900円 (現行29,100円)
 - (2) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物

- ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面 積が300平方メートルを超えるもの 121,000円(現行 159,300円)
- イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のもの
 - (ア) 延べ面積が300平方メートル以内のもの 248,400円 (現行261,600円)
 - (イ) 延べ面積が300平方メートルを超えるもの 311,200 円(現行417,100円)
- 2 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査に係る変更 認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
 - (1) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 10,700円 (現行17,500円)
 - (2) 低炭素建築物基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物
 - ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面 積が300平方メートルを超えるもの 62,300円(現行 82,600円)
 - イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のもの
 - (ア) 延べ面積が300平方メートル以内のもの 125,200円 (現行131,900円)
 - (イ) 延べ面積が300平方メートルを超えるもの 157,400 円(現行211,500円)
- 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を次のとおり定める。
 - (1) 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係る建築物であって、床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき121,000円(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合は、62,300円)
 - (2) 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係る建築物以外の建築物であって、床面積の合計が300平方メートル以上のもの 1件につき311,200円(建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合は、157,400円)

- 4 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付手数料は、1件につき3に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合の手数料の額の2分の1に相当する額とする。
- 5 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査に係る 認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
 - (1) 計画適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 17,900円(現行29,100円)
 - (2) 計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物
 - ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面 積が300平方メートルを超えるもの 121,000円(現行 159,300円)
 - イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 311,200円 (現行401,800円)
- 6 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 に係る変更認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
 - (1) 計画適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 10,700円 (現行17,500円)
 - (2) 計画適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物
 - ア 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るものであって、延べ面 積が300平方メートルを超えるもの 62,300円 (現行 82,600円)
 - イ 建築物エネルギー消費性能誘導基準に係るもの以外のものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 157,400円 (現行203,800円)
- 7 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査に係る認定申請手数料の額を次のとおり引き下げる。
 - (1) 基準適合性確認機関が認めた場合等の非住宅建築物であって、延べ 面積が300平方メートルを超えるもの 17,900円(現行 29,100円)
 - (2) 基準適合性確認機関が認めた場合等以外の場合の非住宅建築物

- ア 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係るものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 121,000円(現行159,300円)
- イ 一定の建築物エネルギー消費性能基準に係るもの以外のものであって、延べ面積が300平方メートルを超えるもの 311,200 円 (現行401,800円)
- 8 その他所要の規定の整備を行う。
- 9 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第7号)

小牧市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 急速充電設備について、全出力の上限を200キロワット(現行50 キロワット)とし、火災予防上必要な措置を定める。
- 2 急速充電設備(全出力 5 0 キロワット以下のものを除く。)を設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならないこととする。
- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第8号)

小牧市休日急病診療所の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

- 1 小牧市休日急病診療所(以下「診療所」という。)において、健康保険法等の規定によらないで診療を受けた者は、厚生労働大臣が定める算定方法(以下「診療料の算定方法」という。)により算定した額に1.1 (現行1.65)を乗じて得た額を納付しなければならないこととする。
- 2 診療所に納付すべき文書料のうち、普通診断書及び死亡診断書の額を 次のとおり引き上げる。
 - (1) 普通診断書 1通当たり2,200円(現行1,100円)
 - (2) 死亡診断書 1 通当たり 2,2 0 0 円 (現行 1,6 5 0 円)

- 3 診療所に納付すべき文書料のうち、証明書の額を1通当たり1,100円(現行1,650円)に引き下げる。
- 4 診療所において、診療料の算定方法に定めのない治療用材等の交付を 受けようとする者は、実費として市長が定める額を納付しなければなら ないこととする。
- 5 診療所の診療業務等を委託できるものに市長が適当と認めるものを加える。
- 6 その他所要の規定の整備を行う。
- 7 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、5は、公布の 日から施行する。

(議案第9号)

小牧市福祉有償運送運営協議会条例の一部を改正する条例の 制定について

- 1 道路運送法施行規則の改正に伴い、引用する規定の整備を行う。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

(議案第10号)

小牧市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 令和3年度から令和5年度までの保険料率は、第1号被保険者の市民 税の課税状況等の区分に応じて次の表のとおりとする。

区分	保険料率
(1) 世帯員全員が市民税非課税の者で、老齢	
福祉年金の受給権を有しているもの若しく	
は本人の合計所得金額から一定の額を控除	25,854円
した後の額(以下「控除後の合計所得金額」	(現行25,854円)
という。)及び課税年金収入額の合計が	
80万円以下のもの又は生活保護受給者	

(2) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下のもの (3) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超えるもの (4) 本人が市民税課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの (5) 本人が市民税課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以上20万円未満のもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上200万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が100万円以上1000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が1,000万円以上のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が1,000万円以上のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が1,000万円以上のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が1,000万円以上のもの		
額の合計が80万円を超え120万円以下 のもの (現行33,610円) のもの (3) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人 の控除後の合計所得金額及び課税年金収入 額の合計が120万円を超えるもの (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行42,918円) (現行50十のもの (現行51,708円) (現行51,708円) (現行51,708円) (現行56,879円) (現行56,879円) (現行56,879円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行87,904円) 未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上500万円未満のもの (現行87,904円) (現行87,904円) 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 のもの (現行87,904円) (現行87,904円) (現行87,904円)	(2) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人	
(3) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超えるもの (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行38,781円) (現行42,918円) 所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの (5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超えるもの (現行51,708円) (現行51,708円) (現行56,879円) (現行56,879円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行82,733円) (現行87,904円) 未満のもの (現行87,904円) 未満のもの (現行87,904円) (現行87,904円) 未満のもの (現行87,904円)	の控除後の合計所得金額及び課税年金収入	3 3,610円
(3) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超えるもの (4) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの (5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円と超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上200万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上300万円未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの	額の合計が80万円を超え120万円以下	(現行33,610円)
 の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超えるもの (4)本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの (5)本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超えるもの (6)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (7)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (8)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの (8)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの (9)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上300万円未満のもの (9)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (10)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円ストラの4円の現行87,904円 (現行87,904円) (現行87,904円) 	のもの	
 の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が120万円を超えるもの (4) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下のもの (5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上200万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上300万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行87,904円) (現行87,904円) 	(3) 世帯員全員が市民税非課税の者で、本人	
(4) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計	の控除後の合計所得金額及び課税年金収入	
民税課税の者がおり、本人の控除後の合計 所得金額及び課税年金収入額の合計が80 万円以下のもの (5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市 民税課税の者がおり、本人の控除後の合計 所得金額及び課税年金収入額の合計が80 万円を超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円以上200万円未満 のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が200万円以上300万円未満 のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	額の合計が120万円を超えるもの	(現行38,781円)
所得金額及び課税年金収入額の合計が80 万円以下のもの (5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市 民税課税の者がおり、本人の控除後の合計 所得金額及び課税年金収入額の合計が80 万円を超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円以上200万円未満 のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が200万円以上300万円未満 のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上500万円未満 のもの (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円)	(4) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市	
 万円以下のもの (5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計の表別で、対策を表別のよりの方円のよりの方円の方円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計の表別のよりの方円のよりの方円の方円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計のよりの方円の方円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計のよりの方円のよりの方円のよりの方円のよりの方円のよりの方円のよりの方円のよりのよりに対している。 	民税課税の者がおり、本人の控除後の合計	4 2,918円
(5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市民税課税の者がおり、本人の控除後の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (現行56,879円) (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの (現行67,220円) (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの (現行77,562円) (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (現行77,562円) (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上500万円未満のもの (現行87,904円) (現行87,904円) (現行87,904円) (現行87,904円)	所得金額及び課税年金収入額の合計が80	(現行42,918円)
民税課税の者がおり、本人の控除後の合計 所得金額及び課税年金収入額の合計が80 万円を超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円以上200万円未満 のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が200万円以上300万円未満 のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上500万円未満 のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (現行87,904円 (現行87,904円) (現行87,904円)	万円以下のもの	
所得金額及び課税年金収入額の合計が80 (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円以上200万円未満 のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が200万円以上300万円未満 のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (現行77,562円) (現行82,733円)	(5) 本人が市民税非課税の者で、世帯員に市	
 万円を超えるもの (6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円未満のもの (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円表満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計の規行87,904円 (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計の規行87,904円 	民税課税の者がおり、本人の控除後の合計	5 1,708円
(6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	所得金額及び課税年金収入額の合計が80	(現行51,708円)
 所得金額が120万円未満のもの (現行56,879円) (7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの (銀行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行87,904円) (現行87,904円) (現行87,904円) (現行87,904円) (現行87,904円) 	万円を超えるもの	
(7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が120万円以上200万円未満 のもの (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行67,220円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行87,904円) 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 87,904円 (現行87,904円) (現行87,904円) (現行87,904円)	(6) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	56,879円
所得金額が120万円以上200万円未満のもの (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計の規行87,904円	所得金額が120万円未満のもの	(現行56,879円)
所得金額が120万円以上200万円未満のもの (現行67,220円) (8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 87,904円 (現行87,904円)	(7) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	C 7 0 0 0 III
(8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が200万円以上300万円未満 のもの (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行77,562円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行82,733円) (現行87,904円) 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの	所得金額が120万円以上200万円未満	
所得金額が200万円以上300万円未満 のもの (9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 (現行87,904円) (現行87,904円)	のもの	(現付 6 7,2 2 0 円)
所得金額が200万円以上300万円未満のもの (9)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの (10)本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの (11)本人が市民税課税の者で、控除後の合計(現行87,904円)を満のもの	(8) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	7.7. 5.6.9 11
のもの(9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が300万円以上500万円未満のもの82,733円 (現行82,733円)(10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満のもの87,904円 (現行87,904円)(11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計93,074円	所得金額が200万円以上300万円未満	
所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 93,074円	のもの	
所得金額が300万円以上500万円未満 のもの (10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 93,074円	(9) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	00 700 [
のもの(10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの87,904円 (現行87,904円)(11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計93,074円	所得金額が300万円以上500万円未満	
所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの87,904円 (現行87,904円)(11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計93,074円	のもの	(現 仃 8 2, / 3 3 円 <i>)</i>
所得金額が500万円以上1,000万円 未満のもの (現行87,904円) (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 93,074円	(10) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	9 7 0 0 4 EU
未満のもの (11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計 93,074円	所得金額が500万円以上1,000万円	·
	未満のもの	(
所得金額が1,000万円以上のもの (現行93,074円)	(11) 本人が市民税課税の者で、控除後の合計	93,074円
	所得金額が1,00万円以上のもの	(現行93,074円)

- 2 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合の当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額は、当該額から10万円を控除して得た額とする。
- 3 低未利用土地等を譲渡した場合について、長期譲渡所得の特別控除の 適用がある場合の合計所得金額は、当該合計所得金額から長期譲渡所得 に係る特別控除額を控除して得た額とする。
- 4 1 の(1)に該当する者の令和3年度から令和5年度までの減額賦課に 係る保険料率は、15,512円(現行15,512円)とする。
- 5 1 の(2)に該当する者の令和3年度から令和5年度までの減額賦課に 係る保険料率は、25,854円(現行25,854円)とする。
- 6 1の(3)に該当する者の令和3年度から令和5年度までの減額賦課に 係る保険料率は、36,196円(現行36,196円)とする。
- 7 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、2及び3は、 公布の日から施行する。

(議案第11号)

小牧市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

- 1 小牧市民病院に納付すべき文書料の上限額を1枚につき4,400円 (現行2,200円)に引き上げる。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第12号)

小牧市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

- 1 建築物の制限を行う区域に下小針中島二丁目地区整備計画区域を加える。
- 2 下小針中島二丁目地区整備計画区域における建築物の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物の高さの最高限度を定める。

- 3 その他所要の規定の整備を行う。
- 4 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第13号)

小牧市土地区画整理事業特別会計設置に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

- 1 尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計を廃止する。
- 2 小牧市土地区画整理事業特別会計として尾張都市計画事業小牧本庄土 地区画整理事業特別会計を設置する。
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第14号)

尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業施行条例の制定 について

- 1 事業の名称を尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業 (以下「事業」という。)とする。
- 2 施行地区は、小牧市大字本庄字金剛屋敷、字平四郎べ、字樋先、字塚本、字黒羽根、字八反田、字ハツコ、字札子、字東前、字井ノ口及び字 池俣前の各一部とする。
- 3 事務所の所在地は、小牧市堀の内三丁目1番地小牧市役所内とする。
- 4 事業に要する費用は、保留地の処分金、国庫補助金及びその他の収入 を除き、施行者が負担する。
- 5 保留地の処分方法は、公開抽せんによるものとする。ただし、施行者 が必要と認めたとき等は、一般競争入札又は随意契約によることができ る。
- 6 事業を施行するため尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理審議会を 置き、委員の定数は10人とする。
- 7 換地計画において換地及び清算金額を定めるときの基準となる従前の 宅地各筆の地積等の決定の方法を定める。
- 8 その他事業の施行に必要な事項を定める。

9 この条例は、事業の事業計画決定の公告の日から施行する。

(議案第15号)

新小牧市立図書館建設審議会条例を廃止する条例の制定について

- 1 新小牧市立図書館建設審議会を廃止する。
- 2 この条例は、公布の日から施行する。

一般議案

(議案第16号)

小牧市道路線の認定について

市民の利便を増進するため、西之島雉子野9号線ほか2路線を認定する。

補正予算案

補正予算案の概要

		会		計		別			補正前の額	補	正	額	計
_		}	般		숲	À		計	82, 467, 716	\triangle	1, 447	, 812	81, 019, 904
特	土		地			取		得	675			243	918
	国	民	健	康	保	険	事	業	12, 871, 754		△330	, 777	12, 540, 977
n.i	小	松寺	土	地区	画	整	理事	業	5, 339			0	5, 339
別	文	津 士	上地	区区	画	整	理 事	業	477, 030		$\triangle 3$, 735	473, 295
	岩	崎 山	前二	土地	区區	重 整	理事	業	166, 962		$\triangle 4$, 322	162, 640
会	小	牧 南	土	地区	画	整	理 事	業	479, 952		Ζ	\356	479, 596
	介	護		保	険		事	業	8, 249, 793		87	, 459	8, 337, 252
	後	期	高	断	ļ,	者	医	療	3, 676, 844		△8	, 896	3, 667, 948
計			小			計			25, 928, 349		△260	, 384	25, 667, 965
		合				計			108, 396, 065	\triangle	1, 708	, 196	106, 687, 869

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

区				分	既	決	予	定	額	補	正	予	定	額	計
収	益	的	収	入			22	, 081,	152				943,	011	23, 024, 163
収	益	的	支	出			24	, 788,	541				$\triangle 2$,	982	24, 785, 559

資本的収入及び支出

(単位千円)

区				分	既	決	予	定	額	補	正	予	定	額	計
資	本	的	収	入			1,	, 514,	932				62,	241	1, 577, 173
資	本	的	支	出			3,	, 407,	780				△21,	992	3, 385, 788

水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位千円)

区				分	既	決	予	定	額	補	正	予	定	額	計
収	益	的	収	入			3,	, 031,	029				△31,	612	2, 999, 417

下水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位千円)

Þ	<u> </u>				分	既	決	予	定	額	補	正	予	定	額	計
Ų	Z	益	的	収	入			3,	, 105,	418				23,	149	3, 128, 567
1	Z	益	的	支	出			3,	, 103,	621				△16,	970	3, 086, 651

資本的収入及び支出

区				分	既	決	予	定	額	補	正	予	定	額	計
資	本	的	収	入			1,	, 380,	813			Δ	\132 ,	993	1, 247, 820
資	本	的	支	出			1,	, 766,	636			_	122,	766	1, 643, 870

(議案第17号)

令和2年度小牧市一般会計補正予算(第15号)

補正予算の内容

歳 入 (単 位 千円)

補正前の額	補	正	額	計	事	業	等	Ø	概	要	
					個人市民税						44, 000
					法人市民税					۷	∆417 , 000
					固定資産税(多	家屋)					95, 000
					固定資産税(他	賞却資	産)				291, 000
					地方消費税交付	寸金					△96, 000
					地方特例交付金	金					121, 017
					温水プール使用	制料					△78 , 000
					児童手当交付金	金					△98, 697
					新型コロナウィ	イルス原	或染症	対応均	也方創	生臨時	持交付金
											150, 231
					こまきこどもラ	未来館	施設管	理事業	美寄 附	金(台	全業版
82, 467, 716	$\triangle 1, 447, 812$		812	81, 019, 904	ふるさと納税)		10, 000				
, , , , , , , ,	,	∠1, 11 1, 012			こども夢・チャレンジ基金寄附金						6, 700
					寄附金(こまき応援寄附金関係)						813, 468
					財政調整基金繰入金						, 560, 007
					社会福祉基金統	燥入金					30, 888
					都市基盤整備是	基金繰	入金			4	△290, 000
					図書館建設基金	金繰入	金			4	△217, 371
					前年度繰越金						433, 479
					児童生徒等給力	食代					△91, 385
					都市整備事業例					4	△173, 200
					校舎大規模改造		責				136, 500
					図書館建設事業	業債				۷	∆482, 300
					その他						△76, 135

歳 出 (単 位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事業等の概	要
			介護給付事業	49, 500
			子ども医療扶助事業	△102 , 000
			児童手当	△125 , 430
			小牧岩倉衛生組合運営費・建設費負担金	£ △101, 325
			新型コロナウイルス感染症対策協力金	△142, 850
			高速道路交差橋りょう工事委託料	△80,000
			一宮舟津線関連整備事業	57, 392
			市営駐車場施設整備事業	△133, 251
82, 467, 716	△1, 447, 812	81, 019, 904	土地区画整理事業特別会計繰出金	△108, 737
			給食センター施設整備事業(東部・北部	(・南部)
				231, 455
			小学校施設営繕事業	339, 106
			中学校施設営繕事業	46, 749
			幼稚園利用者支援事業	△88, 571
			図書館施設建設事業	△699, 909
			基金積立金(こまき応援寄附金)	813, 468
			その他	△1, 403, 409

継続費補正 (単 位 千円)

	款	項	事業名	補	正	前	補	正	後
	水	央	尹 未 石	総額	年 度	年割額	総額	年 度	年割額
8	土木費	4 都 市計画費	市営駐車場施 設整備事業	950, 823	令和元年度	364, 400	844, 341	令和元年度	364, 400
					令和2年度	586, 423		令和2年度	479, 941
8	土木費	4 都 市計画費	小牧駅周辺整 備事業	233, 981	令和元年度	18, 000	215, 123	令和元年度	18, 000
					令和2年度	215, 981		令和2年度	197, 123
10	教育費	5 社 会 教育費	図書館施設建 設事業	3, 500, 182	令和元年度	133, 879	2, 849, 273	令和元年度	133, 879
					令和2年度	3, 366, 303		令和2年度	2, 715, 394
3	民生費	3 児 童 福祉費	(仮称)こど も未来館施設	1, 605, 912	令和元年度	481, 774	1, 599, 400	令和元年度	481, 774
			整備事業		令和2年度	1, 124, 138		令和2年度	1, 117, 626

(単位 千円)

繰越明許費補正

	款		項	事 業 名	補 正 前 金 額	補 正 後 金 額
2	総務費	7	市民安全費	交通安全推進事業	<u>uz</u>	11, 088
3	民生費	3	児童福祉費	保育対策総合支援事業費 補助金返還事業	0	1, 104
8	土木費	2	道路橋りよう費	道路新設改良事業	0	52, 088
8	土木費	2	道路橋りよう費	道路側溝新設事業	0	4, 200
8	土木費	2	道路橋りよう費	橋りょう新設改良事業	0	70, 000
8	土木費	2	道路橋りよう費	交通安全施設維持補修事 業	0	11,000
8	土木費	2	道路橋りよう費	交通安全施設整備事業	0	53, 500
8	土木費	3	河川費	河川水路整備事業	0	19, 120
8	土木費	4	都市計画費	街路新設改良事業	0	22, 500
8	土木費	4	都市計画費	市街地整備事業	0	39, 000
8	土木費	4	都市計画費	公園緑地施設管理事業	0	12, 000
8	土木費	4	都市計画費	土地区画整理事業関連整 備事業	0	74, 700
9	消防費	1	消 防 費	消防水利整備事業	0	23, 350
10	教育費	1	教育総務費	新型コロナウイルス感染 症対策事業	0	10, 725
10	教育費	1	教育総務費	給食センター施設整備事 業	0	231, 455
10	教育費	2	小 学 校 費	新型コロナウイルス感染 症対策物品購入事業	0	8, 392
10	教 育 費	2	小 学 校 費	小学校施設管理事業	0	6, 552

	款				項			事業	名	補 正 前金 額	補 正 後 金 額
10	教育	費	2	小	学	校	費	小学校施設営繕事	業	70, 557	409, 663
10	教育	費	3	中	学	校	費	新型コロナウイ/ 症対策物品購入事		0	4, 166
10	教育	費	3	中	学	校	費	中学校施設管理事	業	0	2, 966
10	教育	費	3	中	学	校	費	中学校施設営繕事	業	38, 277	85, 026
10	教育	費	5	社	会教	数 育	費	成人祝賀式開催事	業	0	5, 489

地方債補正 (単 位 千円)

お は の 日 的	限 度	額
起債の目的	補 正 前	補 正 後
都市整備事業	506, 600	333, 400
公園整備事業	26, 100	0
土地区画整理事業	47, 500	0
消防施設整備事業	2, 100	1,800
消防施設購入事業	25, 700	20, 100
校舎大規模改造事業	0	136, 500
図書館建設事業	1, 028, 600	546, 300
小牧山整備事業	20, 500	23, 300

(議案第18号)

令和2年度小牧市土地取得特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳 入

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事業等の概要	
675	243	918	土地開発基金運用利子	1
075	243	910	土地開発基金利子	242

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事業等の概要	
675	243	918	土地開発基金繰出金	243

(議案第19号)

令和2年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

補正予算の内容

歳 入

補正前の額	補 正 額	計	事業等の概	要																							
			オンライン資格確認等業務関係補助金	△440																							
			災害等臨時特例補助金	9, 989																							
			普通交付金	△311, 868																							
			特定健康診査等負担金	△15, 879																							
12, 871, 754	△330, 777	12, 540, 977	保険基盤安定繰入金	17, 047																							
12, 071, 754	△550, 111		12, 010, 011	職員給与費等繰入金	1, 327																						
					出産育児一時金繰入金	△1, 400																					
			前年度繰越金	8, 066																							
			一般被保険者第三者行為損害賠償金	△5,000																							

歳出

(単位千円)

補正前の額	補 正 額	計	事業等の概	要										
			特別旅費(一般管理事業)	△143										
			印刷製本費(一般管理事業)	△1,000										
			国民健康保険システム修正委託料	△440										
			診療報酬明細書等点検委託料	$\triangle 2,977$										
			一般被保険者療養給付費	△300, 000										
12, 871, 754	△330, 777	12, 540, 977	退職被保険者等療養給付費	△500										
12,011,104	△330, 111	12, 540, 511	一般被保険者高額療養費	△10,000										
			出産育児一時金	△2, 100										
													葬祭費	△500
			特定健康診査・特定保健指導委託料											
			糖尿病性腎症重症化予防事業委託料	△1, 290										
			健康増進事業負担金	△1, 252										

(議案第20号)

令和2年度尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

補正予算の内容

歳 入

	補正前の額	補正	三額	計		事	業	等	0	概	要	
				一般会計	繰入	金					△2, 517	
	5 220	5, 339	0	5, 339	清算徴収	金						1, 083
	5, 559		U	0, 339	前年度繰	越金						1, 371
					清算徴収	金滞	纳延滞	金				63

(議案第21号)

令和 2 年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別 会計補正予算 (第 2 号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計		事	業	等	の	概	要	
			保留地处	公金						△2, 762
	030 △3, 735		社会資本	整備網	総合交	付金				△63 , 500
477, 030		479 905	都市構造	再編集	集中支	援事業	美費補	助金		152, 970
477,030	△3, 739	473, 295	一般会計	操入会	金					△40, 294
			前年度絲	越金						12, 351
			区画整理	事業個	責					△62 , 500

歳出

(単位千円)

補正前の額	補 正 額	≅ -		事	業	等	0	概	要	
			測量設計	委託	料					△1, 100
477, 030	△3, 735	473, 295	ガス布設	負担	金					△2,600
			市債償還	利子						△35

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金額
2 事 業 費	1 事 業 費	土地区画整理事業	34, 439

地方債補正

起債の	目 的		限	度		額		
起債の	н ну	補	正	前	補	正	後	
土地区画整理事業				62, 500				0

(議案第22号)

令和2年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳 入

(単位千円)

補正前の額	補 正 額	計	事業等	の概	要
			保留地処分金		△16,000
			社会資本整備総合交付金		△7, 600
			都市構造再編集中支援事業	業費補助金	24, 070
166, 962	△4, 322	162, 640	一般会計繰入金		△51, 217
			仮清算徴収金		732
			前年度繰越金		55, 893
			区画整理事業債		△10, 200

歳出

(単位千円)

補正前の額	補 正 額	計		事	業	等	Ø	概	要	
			測量設計	委託						△1, 300
166, 962	△4, 322	162, 640	除草浚渫	委託	斜					△1,000
100, 902	△4, 34∠	102, 040	道水路工	事費						△2,000
			市債償還	利子						$\triangle 22$

地方債補正

起債の目的		限	度		額		
	補	正	前	補	正	後	
土地区画整理事業			10, 200				0

(議案第23号)

令和2年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳入

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計		事	業	等	の	概	要	
			保留地处	以分金						5, 801
			社会資本	整備網	総合交	付金				△38, 400
479, 952	△356	$\triangle 356$ 479, 596	都市構造	再編集	集中支	援事業	美費補	助金		91, 360
479, 952	△350	479, 590	一般会計	操入会	金					△14, 709
			前年度絲	越金						7, 392
			区画整理	事業個	責					△51,800

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事	業	等	\mathcal{O}	概	要	
479, 952	△356	479, 596	市債償還利子						△356

繰越明許費

(単位 千円)

	7	款				項		事	業	名	金	額
2	事	業	費	1	事	業	費	土地区画整	这理事業			6, 000

地方債補正

起	債	\mathcal{O}	П	的		限	度		額		
ÆL	俱	V)	Ħ	ΠIJ	補	正	前	補	正	後	
土地区画整理	事業						51,800				0

(議案第24号)

令和2年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

補正予算の内容

歳 入 (単 位 千円)

/// //									(+	1-1/-	1 11/
補正前の額	補	正	額	計	事	業	等	\mathcal{O}	概	要	
					介護給付費負担	担金(国)				20, 243
					現年度分調整	交付金					21, 866
					地域支援事業	交付金	(国)	(介護	美 予防事	(業	△1, 281
					地域支援事業	交付金	(国)	(包括	的支援	受事業	・任
					意事業)						△3, 329
					保険者機能強化	匕推進	交付金	差			$\triangle 1,637$
					保険者努力支持	爱交付	金				18, 525
					災害等臨時特例	列補助	金				66
					介護給付費交付	寸金					27, 328
					地域支援事業	支援交	付金				△1, 384
8, 249, 793		87.	459	8, 337, 252	介護給付費負担	担金 ((県)				12, 652
3, 2 20, 100		.,	200	2, 221, 222	地域支援事業				美 予防事	(業	△641
					地域支援事業	交付金	(県)	(包括	的支援	受事業	・任
					意事業)						$\triangle 1,664$
					介護保険事業	基金利	子				701
					介護給付費繰						12, 652
					地域支援事業網						△641
					地域支援事業組	操入金	(包括	師支	援事業	· 任	
					業)						$\triangle 1,664$
					事務費繰入金						△688
					介護保険事業	基金繰	入金				△90, 227
					前年度繰越金						76, 582

堽	L	Ц
厉 义	⊢	Ц

補正前の額	補 正 額	計	事業等の概要
			特別旅費(一般管理事業) △75
			介護認定審査会委員謝礼 △385
			費用弁償(介護認定審査会運営事業) △103
			特別旅費(介護認定審査会運営事業) △42
			特別旅費(介護認定調査事業) △88
			講師謝礼(給付指導事業) △215
			介護保険指定機関等管理システム修正委託料 220
			居宅介護サービス給付費 150,000
			介護予防サービス給付費 △19,000
			地域密着型介護サービス給付費 △16,000
			地域密着型介護予防サービス給付費 △22,000
8, 249, 793	87, 459	8, 337, 252	居宅介護サービス計画給付費 8,000
			手数料(介護報酬審査支払事業) 217
			介護予防・生活支援住民主体サービス事業
			補助金 △2,000
			講師等謝礼(介護予防普及啓発事業) △2,224
			リハビリテーション専門職等謝礼 △900
			認知症初期集中支援チーム専門医謝礼 △1,170
			認知症初期集中支援チーム員謝礼 △847
			生活支援体制整備事業委託料 △5,284
			研修会負担金(認知症総合支援事業) △580
			認知症カフェ事業費補助金 △766
			介護保険事業基金積立金 701

(議案第25号)

令和2年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

補正予算の内容

歳 入

(単位 千円)

	補正前の額	補 正 額	計	事	業	等	Ø	概	要	
	3, 676, 844	A 9 906	(保険基盤)		繰入金	2				△5 , 460
		△8, 896	3, 667, 948	その他一般会	計繰入	金				△3, 436

歳出

(単位 千円)

補正前の額	補 正 額	計	事業等の概要	
			後期高齢者医療システム運用委託料	△505
3, 676, 844	△8, 896	3, 667, 948	保険料等負担金	△5 , 460
			事務費負担金	△2, 931

(議案第26号)

令和2年度小牧市病院事業会計補正予算(第4号)

収益的収入及び支出

収 入

既決予定額	補 正 予 定 額	計	事	業	等	の	概	要	
			一般会計		△14,	606			
			一般会計	負担金	Ž			△14,	294
			新型コロ	ナウィ	゚ルス』	感染症	患者等	等入院	
22, 081, 15	22, 081, 152 943, 011		受入医療機関緊急支援事業補助					金等	
								51,	768
			新型コロ	ナウィ	゚ルス』	感染症	対策	事業補	
			助金等					920,	143

支 出

(単 位 千円)

既決予定額	補正予定額	= +	事	業	等	の	概	要	
			消費税及	び地大	が消費和	兑			95
24, 788, 541	△2, 982	24, 785, 559	新病院建	設監理	農業務	委託料		\triangle	460
			新病院建	設に伴	う既有	建物	敬去費	$\triangle 2$,	617

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事	業	等	\mathcal{O}	概	要
1, 514, 932	62, 241	1, 577, 173	一般会計	△25, 315				
			タスク・	 探境				
			改善推進	事業補	助金	等		7, 739
			医療従事者応援金等					79, 817

支 出

(単 位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事	業	等	0)	概	要
3, 407, 780	△21, 992	3, 385, 788	新病院建	設工事	費			△21, 992

継続費補正

	款	項		事 業 名		補	I	<u>:</u>	前			補	Ī	É	後	
	办	, K		尹 耒 石	総	額	年	度	年書	割 額	総	額	年	度	年 害	順
1	病院事 業費用	3 特 損	別失	新病院建設事 業 (解体分)	1, 08	38, 862	平成2	8年度	59	9, 923	1, 08	5, 785	平成2	8年度	59	9, 923
							平成2	9年度		0			平成2	9年度		0
							平成3	0年度		0			平成3	0年度		0
							令和方	 连度	440	0, 637			令和	作度	440), 637
							令和2	2年度	588	8, 302			令和:	2年度	585	5, 225

				補	正	—————————————————————————————————————	補	 正	後
	款	項	事 業 名						
1	資本的	1 建 設	新病院建設	総額	年 度	年割額	総額	年 度	年 割 額
	支 出	改良費	事業	21, 565, 559	平成28年度	479, 140	21, 543, 567	平成28年度	479, 140
					平成29年度	7, 503, 217		平成29年度	7, 503, 217
					平成30年度	13, 388, 311		平成30年度	13, 388, 311
					令和元年度	64, 900		令和元年度	64, 900
					令和2年度	129, 991		令和2年度	107, 999

(議案第27号)

令和2年度小牧市水道事業会計補正予算(第5号)

収益的収入及び支出

収 入

(単位千円)

既決予定額	補正予定額	計	事	業	等	の	概	要
			水道料金					△5, 235
3, 031, 029	△31, 612	2, 999, 417	一般会計	補助金	(他会	会計補	助金)	316, 127
3, 031, 029			一般会計	補助金	(その	の他特	別利益	<u>;</u>)
							۷	∆342, 504

(議案第28号)

令和2年度小牧市下水道事業会計補正予算(第3号)

収益的収入及び支出

収 入

	既決予定額	補正予定額	= -	事業等の	概 要
	3, 105, 418			雨水処理費負担金	△1, 300
		23, 149	9 190 FC7	一般会計負担金	△12 , 670
	3, 103, 418		3, 128, 567	一般会計補助金	65, 706
				消費税及び地方消費税還付	金 △28,587

支 出

(単位千円)

既決予定額	補正予定額	計	事業等の概	要
			公共下水道台帳作成委託料	△1,500
		3, 086, 651	下水道管路調查委託料	△2, 500
	0.100.001		工場排水検査手数料	△1, 500
2 102 601			雨水ポンプ場保守管理委託料	△1, 300
3, 103, 621	△16, 970		処理施設等保守管理委託料	△3, 000
			受益者負担金納期前納付報奨金	△1,500
			企業債償還利息	△1,000
			雑支出	△4, 670

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

既決予定額	補正予定額	計	事	業	等	の	概	要
			公共下水	△76, 000				
			流域下水	道事業		△1,500		
1 200 012	∆ 122 OO2	1 947 990	公共下水	道事業	红事	負担金		10,000
1, 380, 813	△132, 993	1, 247, 820	一般会計	出資金	È			△61, 113
			一般会計	負担金	È			△8, 300
			特定防衛	施設周	辺整個	備調整	交付金	≥ 3,920

支 出

既 決	予定額	補正予定額	計	事	業	等	0)	概	要
				汚水管測	△10, 000				
	1, 766, 636			汚水管整	汚水管整備工事費				
		A 100, 700	1 649 970	汚水管管	更生エ	工事費			△3,000
		△122, 766	1, 643, 870	公共桝等設置工事費					△20, 000
				流域下水道建設負担金					$\triangle 1,466$
				雨水幹線	整備測	遺量設調	計委託	料	△8, 300

当初予算案

(議案第29号~議案第40号)

令和3年度当初予算案の概要

(単 位 千円)

	会	計	另	I	3年度予算額	2年度予算額	比較
_		般	会	計	59,063,000	61, 576, 000	△2,513,000
	土	地	取	得	201,912	675	201, 237
特	国 民	健 康	保 険	事 業	12,662,512	12,861,588	△ 199, 076
ไก	文 津	土 地 区	画整理	里 事 業	361, 170	478,049	△116,879
別	岩崎口	山前土地	区画整	理事業	321, 142	168,861	152, 281
13,1	小牧	南土地 🛭	区画整:	理事業	423,089	481,040	△ 57, 951
会	本 庄	土地区	画整理	里 事 業	94,071		94,071
A	介	護 保	険 -	事 業	8,502,836	8, 184, 449	318, 387
計	後期	月 高 幽	静 者	医 療	3, 702, 157	3,670,961	31, 196
Н	小松	寺 土 地「	区画 整	理事業	_	5,339	△ 5, 339
		小	計		26, 268, 889	25,850,962	417,927
	合			計	85, 331, 889	87, 426, 962	△2,095,073

病院事業会計

収益的収入及び支出

(単位 千円)

Þ	ζ			分	3年度予算額	2年度予算額	比較
η	又 益	的	収	入	22,811,854	22,050,880	760,974
Ц	又 益	的	支	出	24, 529, 246	25,003,209	\triangle 473, 963

資本的収入及び支出

区				分	3年度予算額	2年度予算額	比	較
資	本	的	収	入	1,645,276	1,514,932		130, 344
資	本	的	支	出	4, 139, 426	3, 407, 807		731,619

水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位千円)

区				分	3年度予算額	2年度予算額	比較
収	益	的	収	入	2,993,975	3, 028, 129	△ 34, 154
収	益	的	支	出	2, 787, 402	2, 876, 130	△88,728

資本的収入及び支出

(単位 千円)

区				分	3年度予算額	2年度予算額	比較
資	本	的	収	入	409,050	376, 396	32,654
資	本	的	支	出	2, 268, 329	1,674,741	593, 588

下水道事業会計

収益的収入及び支出

(単位千円)

区				分	3年度予算額	2年度予算額	比	較
収	益	的	収	入	3, 149, 735	3, 105, 418		44,317
収	益	的	支	田	3, 107, 338	3, 105, 418		1,920

資本的収入及び支出

(単位千円)

区				分	3年度予算額	2年度予算額	比 較
資	本	的	収	入	1,405,603	1,380,813	24,790
資	本	的	支	出	1,822,364	1,765,176	57, 188

人 事 案

(議案第41号)

小牧市固定資産評価審査委員会委員の選任について

委員 栗原寿男氏の任期満了(令和3年3月22日)に伴い、後任者に同 氏を選任しようとするもの

(議案第42号)

小牧勤労センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

- 1 附属設備使用料について、フットライトの使用料を廃止し、ボーダースポットライトを使用する場合の使用料を1列につき550円とする。
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(議案第43号)

小牧市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定に ついて

- 1 指定地域密着型サービス事業者等は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととする。
- 2 指定地域密着型サービス事業者等は、感染症や非常災害の発生時において介護サービスを継続的に実施する等のため、業務継続計画の策定等 をしなければならないこととする。
- 3 指定地域密着型サービス事業者等は、事業所等における感染症の予防 及びまん延の防止のための委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の 実施等をしなければならないこととする。
- 4 指定地域密着型サービス事業者等は、事業所等における虐待の防止の ための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等をしなければならない こととする。
- 5 指定地域密着型サービス事業者等は、作成、保存等を書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとする。
- 6 指定地域密着型サービス事業者等は、交付、説明等を書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができることとする。

- 7 共用型指定認知症対応型通所介護事業所及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理者について、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができることとする。
- 8 指定認知症対応型共同生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型 共同生活介護事業者は、事業所(現行共同生活住居)ごとに、計画作成 担当者を置かなければならないこととする。
- 9 サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所及びサテライト型 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の人員及び設備に関する 基準を定める。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の数を原則として1以上3以下(現行1又は2)とする。
- 1 1 指定地域密着型介護老人福祉施設は、口腔衛生の管理体制を整備し、 入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない こととする。
- 12 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の一のユニットの入居 定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの(現 行おおむね10人以下)とする。
- 13 その他所要の規定の整備を行う。
- 14 この条例は、令和3年4月1日から施行する。